

串間市公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和6年3月29日

串間市長 島田 俊 光



記

1. 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

- (1) 下弓田地区（東下弓田・西下弓田）
- (2) 北方地区（屋治・古川）
- (3) あさばた地区（羽ヶ瀬・前田）
- (4) 市木迫ノ宇戸地区（子持田・中福良）

2 縦覧場所

串間市役所の掲示板及び農業振興課